

# 働き方改革による 関係法令の改正について

平成31年4月から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が施行され、時間外労働の上限が次のとおり定められました。

JAでは、時間外労働の上限違反とならないよう、業務の見直しと対策を図ります。組合員や利用者様にサービスの低下を招かぬよう努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

- ① **残業の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事業がない限り超えることができない。**
- ② **臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合の時間外労働時間は、年720時間以内、月100時間以内（休日労働を含む）、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、年間6か月以内（月45時間超）。**